

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 7 月 16 日 (金) 第 226 号 の 4



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 規

## 則

- 鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (税務課取扱い) 1  
○過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (税務課取扱い) 3

## 訓

## 令

- 鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令 (※) (税務課取扱い) 4

## 規 則

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 7 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県規則第44号

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県税条例施行規則 (昭和38年鹿児島県規則第32号) の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項第1号中「第2条の5第2項」を「第2条の5第1項」に改め、同条第2項中「当該申告書」を「当該退職所得申告書」に、「第2条の5第7項」を「第2条の5第6項」に改める。

第23条の2中「承認を受けている者」を「規定により帳簿 (同条に規定する帳簿をいう。以下この条及び次条において同じ。) に係る電磁的記録 (同条に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。) の備付け及び保存をもつて当該帳簿の備付け及び保存に代えようとするゴルフ場利用税の特別徴収義務者」に改め、「承認を受けている条例第67条の2に規定する帳簿に係る条例第59条の12に規定する」及び「 (以下「電磁的記録」という。) 」を削る。

第23条の3第1項中「承認を受けている者」を「規定により帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム (同項に規定する電子計算機出力マイクロフィルムをいう。以下同じ。) による保存をもつて当該帳簿の備付け及び保存に代えようとするゴルフ場利用税の特別徴収義務者」に改め、「承認を受けている条例第67条の2に規定する帳簿に係る」、「条例第59条の12に規定する」及び「 (以下「電子計算機出力マイクロフィルム」という。) 」を削り、同条第2項中「次に掲げる」を「条例第67条の2の規定により帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該帳簿の備付け及び保存に代えているゴルフ場利用税の特別徴収義務者の当該帳簿の全部又は一部について、その保存期間 (条例第67条の規定により帳簿の保存をしなければならないこととされている期間をいう。) の全期間 (電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。) につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代えようとする」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「承認を受けている者」を「規定により帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該帳簿に係る電磁的記録の保存に代えようとするゴルフ場利用税の特別徴収義務者」に改め、「承認を受けている条例第67条の2に規定する」を削る。

別記第15号様式及び別記第15号様式の2中「 ( 名 称 )

印」を「 ( 名 称 )

」に改める。

別記第18号様式中「氏 名 印」を「氏 名 」に、

「 個人番号又は法人番号（右詰で記載） 」を

「 法 人 番 号 」に、

印	住（居）所 （事務所・事業 所の所在地）

住（居）所 （事務所・事業所の所在地）

を

に改め、同様式

注を次のように改める。

注 相続人欄は、それぞれの相続人が署名をしてください。

相続人が個人の場合、個人番号の記載は不要です。

別記第70号様式中「 印 」を「 」に、 「 事業種目 」を

「 事業種目 」に、 「 関与税理士 」を 「 関与税理士 」に、「 印 」を「 」に改める。

「」  
署  
名  
押  
印」  
署  
名」

別記第70号様式の2中「月 日から 月 日まで年 月 日」を

「月 日から 月 日まで」に、  
関  
与  
税  
理  
士  
署  
名  
押  
印」を  
関  
与  
税  
理  
士  
署  
名」

に、「)印」を「)」に改める。

別記第82号様式及び別記第113号様式中「)印」を「)」に改める。

別記第114号様式中「印」を削る。

別記第148号様式中「登 録 番 号」を「登 録 番 号  
(車体番号)」に、  
(切  
取  
り  
線)」を  
(切  
取  
り  
線)」に、

「引き渡した」を「引き渡したりした」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第23条の2及び第23条の3の改正規定は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県税条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

.....  
 過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月16日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第45号

過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例施行規則（昭和45年鹿児島県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第2条又は第3条」を「第3条から第5条まで」に改める。

別記第1号様式（その1）中「製造の事業」を「製造業、情報サービス業等」に改め、同様式（その3）中「第2条」を「第3条」に改める。



滞 納 処 分 費									
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

内 訳	税 額								
	延 滞 金								
	過少申告加算金								
	不申告加算金								
	重 加 算 金								
	滞 納 処 分 費								

改める。

別記第210号様式中 「 氏 名 印 」 を

「 氏 名 」 に改める。

- 別記第239号様式中「印」を削り、「わたくし」を「私」に改める。
- 別記第247号様式中「第247号様式」を「第247号様式（第206条関係）」に、「氏 名 印」を「氏 名 」に改める。
- 別記第249号様式中「第249号様式」を「第249号様式（第206条関係）」に改め、「印」を削る。
- 別記第252号様式中「氏 名 印」を「氏 名 」に改める。
- 別記第254号様式中「氏 名 印」を「氏 名 」に、「住所（居）所」を「住（居）所」に改める。
- 別記第260号様式、別記第261号様式及び別記第265号様式中「氏 名 印」を「氏 名 」に改める。
- 別記第268号様式中「第219条関係」を「第219条、第221条関係」に改め、同様式（その1）中「差押調書（滞納者）」を「差押書（滞納者）」に、「氏 名 印」を「氏 名 」に改め、同様式（その2）中「氏 名 印」を「氏 名 」に改める。
- 別記第269号様式中「第219条関係」を「第219条、第221条関係」に、「氏 名 印」を「氏 名 」に改める。
- 別記第275号様式中「印」を削る。
- 別記第277号様式中「第277号様式」を「第277号様式（第222条関係）」に改め、「印」を削る。
- 別記第278号様式及び別記第282号様式中「氏 名 印」を「氏 名 」に改める。
- 別記第287号様式中「印」を削る。
- 別記第292号様式中「第292号様式」を「第292号様式（第230条関係）」に改め、「印」を削る。

る。

別記第309号様式中「印」を削る。

別記第318号様式中「記名押印の上」を削り、「抽せん」を「くじ」に、「すべき者の」を「引くべき者の」に、

「一度提出した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができませんが、追加して入札することはさしつかえありません。従つて、同一物件について同一人が何枚入札してもよいが、この場合はそのうちの最高価額について入札があつたものとみなします。」

「一度提出した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができません。

また、同一物件について2枚以上の入札書を提出した場合には、いずれの入札書も無効なものとなります。」

「第108条第3項」を「第108条第2項」に改める。

別記第323号様式中「第323号様式」を「第323号様式（第249条関係）」に改め、「印」を削る。

別記第324号様式中「第324号様式」を「第324号様式（第250条関係）」に改め、「印」を削る。

別記第335号様式中「印」を削る。

#### 附 則

- 1 この訓令は、令和3年7月16日から施行する。ただし、第15条の3を削る改正規定、別記様式目次の改正規定及び別記第11号様式の2を削る改正規定は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前の鹿児島県税事務処理規程に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。